

令和8年4月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和8年4月27日（月） 9時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 13名

職 名	議席 番号	氏 名	職 名	議席 番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	委 員	7 番	入鹿山 君徳
職務代理者	1 1 番	中村 裕臣	委 員	8 番	窪田 良二
委 員	1 番	河本 アツミ	委 員	9 番	鮫島 貞人
委 員	2 番	鮫島 繁樹	委 員	1 0 番	欠席
委 員	3 番	日高 仙三	委 員	1 2 番	日笠山 昭代
委 員	5 番	中村 逸夫	委 員	1 3 番	古田 新一
委 員	6 番	山下 正	委 員	1 4 番	名越 直樹

4.欠席委員 1名 10番 深田 広文

5.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報 告 第 3 号 合意解約等について
- 第 3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第17号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第18号 あっせんについて
- 第 6 議案第19号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第20号 農地利用最適化推進委員辞職の同意を求める件について

○事務局

みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから始めます。

まず、開会の前に、4月1日付けで人事異動がありまして、事務局の構成が変わりましたので報告します。私が中野局長に代わり事務局長となりました長田と言います。よろしくお願いします。

新体制で頑張っていきますので、どうぞ、今後ともよろしくお願いします。

本日は、深田委員、鎌倉推進委員、遠藤推進委員から欠席の連絡を受けています。

それでは、定足数に達していますので、これから令和8年4月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をよろしくお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席していただきますようお願いします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、議事進行をお願いします。

○会長

みなさん、おはようございます。

令和8年4月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様には、御出席いただきまして、ありがとうございます。

新年度を迎え、事務局においては、先ほど、事務局長から紹介がありましたが、4月の人事異動で、地域支援課から長田恭枝さんが、配属になっています。

新しい事務局体制のもと、皆様の御支援をいただきながら農業委員会一丸となって「農地利用の最適化」に邁進し、Uターン、Iターンを含めました多様な担い手が活躍できる体制づくり、また、地域農業の存続・発展に努めたいと考えていますので、引き続き皆様の御協力、よろしくお願いいたします。

また、本当に天候は目まぐるしく、雨が降るかと思ったら、日が照る。今、ジャンパーを脱いだと思ったら寒くなると本当に訳のわからない天気ですけれども、体調管理には、十分気を付けていただきたいと思います。

簡単ですが、開会のあいさつといたします。

○議長

それでは、本日の会議を開会いたします。

日程は、配布しております会議日程のとおりでございます。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

8番窪田委員、9番鮫島貞人委員を指名いたします。

○議長

次に日程第2、報告第3号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2報告第3号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページから3ページです。

大変申し訳ないです。資料の修正、記入漏れがありました。

3ページをご覧ください。14番の計の部分です。計2筆で合計面積があります

が、空白となっています。申し訳ないです。2, 387平米です。また、下の欄の2, 387平米を消してもらって、1, 175平米です。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入ります。

今月の合意解約は1番から15番の15件で、台帳現況地目田3筆、面積7, 276平米、台帳現況地目畑20筆、面積44, 735平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。続きまして、日程第3、議案第16号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第16号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は4ページです。

今月は、1番から3番の3件で、賃借権設定3件の申請がありました。

1番です。立山校区御牧地区の3筆、立山地区の1筆、合計4筆です。現況地目畑の4筆で、面積9, 767平米を経営拡大により賃借権設定をするものです。

2番です。上西校区横山地区です。現況地目田の1筆で、面積1, 229平米を遊休農地発生防止のために賃借権設定をするものです。

3番です。榕城校区本立地区です。現況地目田の1筆で、面積4, 665平米を遊休農地発生防止のために賃借権設定をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて、担当委員から報告をお願いします。

まず、番号1番について、7番委員をお願いします。

○7番委員

7番です。整理番号1番について説明します。

4月25日、貸人に電話連絡をしましたが、なかなか、連絡が取れずに借人のほうに連絡をいたしまして申請通り、畑4筆を借りるということで間違いはないということでした。借人は経営拡大のために規模拡大したいということです。キビを中心とした農家であり農業用機械も一式所有していて農業技術も充分と考えます。申請通り、許可相当と考えます。なお、現地確認は都合が悪く、推進員が立ち合いできませんでしたので、私1人で26日に現地を確認しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして、整理番号2番について12番委員をお願いします。

○12番委員

12番委員です。議案第16号整理番号2について報告します。

借人は公益財団法人で貸人は横山在住の農家です。申請地の貸人は近年、体調を壊し、耕作することができないので、今回の申請となりました。貸人には電話及び

訪問等調査をしています。貸人についても、何ら問題なく、許可相当と考えます。
よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。続きまして、整理番号3番について14番委員お願いします。

○14番委員

14番です。整理番号3番の報告をします。

4月21日、私と推進委員で現地調査を行いました。

場所は本立地区で農業振興公社近くになります。現地は田んぼで、貸人は規模を小さくしたいと今回の申請となったようです。借人は市の公社で遊休農地を減らしたいと今回の申請となったようです。農業技術もあり、機械も一式揃っています。貸人、借人双方とも電話にて申請内容に間違いがないという確認が取れており、許可相当と考えました。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

○国上担当推進員

すみません。2番、3番ですが、振興公社が借りて米を作っているんですか？

○事務局

事務局が答えて良いですか？

○議長

事務局。

○事務局

出荷もOKだということを農協から確認を取っています。自分も不思議に思ったもので。ただ、さとうきびやでんぷん芋は交付金が絡むので、駄目みたいなんですが、農産物の出荷は問題ないと聞いています。公社は、以前、3条で育苗の目的で畑を借りています。

○6番委員

もうひとつ、いいですか？これは1年の貸借でいいんですか？

○事務局

一応、遊休農地の発生防止であるためです。また、12番委員からもあったように苗もあったため、とりあえずは、1年間ということでした。今後、公社も遊休農地の発生防止にも取り組んでいくという話もしているということでした。

○国上担当推進員

例えば、それは、積極的に公社は遊休農地があれば借りて作りたいということなんでしょうか？

○事務局

こちらとしても、遊休農地が発生するよりは作ってもらったほうが良いので、他に耕作者がいらっしゃれば、公社に言って、変えていく。だから、1年間ということなんだろうなと。すみません。そこまでは確認はしていませんが、そういう風に解釈したところですよ。

○議長

補足をさせてもらいますと、私のほうにも相談がありました。遊休農地で、この辺で良いところがないですかと局長から相談がありました。私が以前借りていて、私が返したところが、そのまま荒れた状態になっていて、そこはどうかと言ったところ、丁度、キビの作業期間ということで、準備が間に合わないということで、急遽、やれるようなところから始めたんじゃないかなと思います。それと、事務局のほうからありましたけれども、公社というか、業者になるんですが、経営状況も少しでも出荷してというところもあって相談もありました。そこができたということで良かったという話もしたところです。

以上です。

他に何か。

○現和担当推進員

はい、いいですか。今、耕作放棄地の解消ということで、公社が田んぼを借りたということなんですけど、その耕作放棄地は荒れていたから、一回再生、チョッパーで掃ってきれいにして耕して、田んぼにするなら水田ロータリーとかの機械を公社は持ってなかったと思うんですけど、誰かに再委託、田植機も持っていないので再委託、委託したという流れで田植えを行った。機械は揃ってない、収穫機だけしか揃ってないので。

○議長

その辺は、まだ、耕作放棄地になる前、耕作放棄にならないようにということです。

○事務局

再生して使うということではなくて、荒らして使えなくなる、そのまま作らないということが続かないように、とりあえずは作って、時間があるうちに次の人を見つけたという風に解釈、理解してもらえれば。公社がずっと作るというわけではないと解釈してもらえれば。もし、誰もいなくなったら更新という形になるかもしれない、公社の状況にもよりますけど。

○議長

よろしいですか？

○現和担当推進員

耕作者がなければ、また、来年も作るということ。耕作放棄地を無くすために。

○事務局

公社の条件にもよりますが、もしかしたら、耕作者がいらないという状況になるかもしれない。

○現和担当推進員

はい。わかりました。

○議長

無いようでしたら、議案第16号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行いたいと思います。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第17号「農地法第5条の規定による許可について」、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

日程第4、議案第17号「農地法第5条の規定による許可について」、説明をいたします。資料は5ページです。

1番です。申請地は、下西校区溼泊地区です。

申請理由は、周辺の方が近場で利用することができる飲食店を開業したいためです。建物については、コンテナハウスを4つ連結して設置をいたします。賃借期間は、令和18年までの10年間です。

農地区分は、都市計画区域内の準住居地域に該当しますので、第3種農地に該当いたします。

資金については、自己資金です。残高証明書で確認をしております。平面図等の提出もあり転用は確実に行われると思われれます。

周辺は、国道沿いにあります。警察署の近くです。周辺に農地はありませんでしたので、転用による農地周囲への影響は無いです。隣地に空き家がありますが、貸人の所有で、空き家となっております。貸す予定がないとのことですが、防犯対策を講じるとのことです。また、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されています。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から説明がありました。

この件につきましては、10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

○12番委員

はい。12番委員です。

4月10日、合同調査員2名、事務局2名、担当推進委員及び立ち合い人2名で合同調査を実施いたしましたので、報告いたします。

申請地は、下西溼泊地区で、国道沿いの第3種農地です。地図をご覧ください。貸人は地図の右の家の持ち主であり、今は住んでいませんが、ただ、荷物等があるので、家を貸すことは無いそうです。借人につきましては、愛知県で飲食店をしており、今回、貸人の知人の仲介によりここで飲食店を開業したいということで、今回の申請になりました。周辺に隣接する住宅もなく、排水についても問題無いと思います。よって、許可相当ということで、現地を見ました。ただ、計画上ですね、駐車場と空き地、空き家との間に何も境界が無いことから、先程、事務局からもありましたように、防犯対策が必要ではないかということで、伝えていただいております。また、出入口が、国道沿いから空き家の正面になることから、ちょっと出入口の工夫をしてほしいということで、例えば、反対側のところ、店舗は地図の奥のほうですので、入り口をそっち側にとこちらの意見は伝えていただいているとこ

ろです。以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件について、担当委員の補足の説明がありましたら、11番委員、お願いします。

○11番委員

11番委員です。今、調査委員長が言った報告通りです。以上です。

○議長

ただ今、担当委員から補足説明は無いということでした。

この件につきまして、皆さんの方から質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

○7番委員

どのような飲食店ができるというか、申請があったんでしょうか？洋食だったり、和食だったり。

○事務局

予定では、夜がメインで、昼間はランチをしたいと言っていました。和食か洋食かまではちょっとわからないです。

○議長

素朴な疑問なんですけども、一時転用の期間というのは何かあったと思いますけれども。

○事務局

農用地区域は3年と決まっていて、それ以外のところは特に設定されていません。

○議長

一時転用ということは仮に契約期間が満了したときは、農地に戻すということです。

他に何か？

(挙手無し)

無いようですので、議案第17号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第5、議案第18号「あっせんについて」を議題といたします。

議案説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第18号「あっせんについて」を説明します。資料は6ページです。

今月の申し出は、1件です。

1番です。「売りたい・貸したい」の申し出です。

場所は1番が上西校区横山地区の1筆、2が榕城校区洲之崎地区の1筆の合計2

筆です。希望等については、贈与でも可ということです。

あっせん委員は、1の横山地区は、12番日笠山委員と4番脇田委員にお願いします。2の洲之崎地区は、4番脇田委員と14番名越委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただ今、「あっせんについて」、説明がありました。

何か、質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方は、よろしくお願いします。

続きまして、日程第6、議案第19号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第19号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」です。

所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。7ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和8年6月1日から令和13年5月31日までの5年間、地目田、面積9,136平米。地目畑、面積39,115平米。合計面積48,251平米です。利用権の設定をする者11人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和8年6月1日から令和18年5月31日までの10年間、地目畑、面積21,343平米。利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

内訳については8ページを、詳細については9ページから23ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。24ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和8年6月1日から令和13年5月31日までの5年間、地目田、面積9,136平米、地目畑、面積39,115平米。合計面積48,251平米。利用権の設定をする者1人、受ける者8人です。

2段目です。期間が令和8年6月1日から令和18年5月31日までの10年間、地目畑、面積21,343平米。利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

内訳については25ページを、詳細については26ページから37ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。この件につきまして、皆さんから何か質疑、意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第19号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

議案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案の通り承認することに決定しました。

続きまして、日程第7、議案第20号「農地利用最適化推進委員辞職の同意を求める件について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第20号「農地利用最適化推進委員辞任の同意を求める件について」を説明します。

令和8年4月17日付けで鎌倉隆幸農地利用最適化推進委員から辞任願が提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条の規定において「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とあることから、農業委員会の同意を求めるものです。農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、総会出席委員の過半数の賛成によって行います。

正当な事由としては、体調不良による長期入院のため、推進委員の業務が続けられないためです。

以上で説明を終わります。

○議長

採決をする必要があることですから、ただ今、事務局から説明がありました。

まず、質疑がある方は、挙手をお願いします。

(挙手無し)

無いようですので、採決を行いたいと思います。

辞任の件です。これに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は提案のとおり承認することに決定しました。

体調不良ということです。御理解をいただきたいと思います。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

8 番 委 員 _____ 印

9 番 委 員 _____ 印